



## 2．認可再開と共存方策への論点シフト

こうして制度的環境が整備されたことを受けて、欧州委員会はゆっくりとではあるが、GMOの認可を再開しはじめた。認可再開の最初のケースとなったのは、2004年5月19日のSyngenta社のBtスイートコーン（Event名：Bt11）に対する加工・輸入認可の決定である。これにより、1998年以来5年以上にわたって続いてきた認可凍結がようやく解除されたのである。続いて7月には、除草剤耐性トウモロコシ（NK603）も認可された。

また2004年9月には、すでにモラトリアム以前から認可されていたBtトウモロコシ（MON810）関連の17品種の種子について、欧州共通種子カタログに登載することで、域内での流通・商業栽培が認められた。このようにEU域内において、GMO栽培が現実味を帯びる中で、2003年頃から共存方策の策定が重要な懸案事項となってきた。それまでの認可をめぐる問題から、商業栽培とその際の共存方策へと論点がシフトしたのである。ここでいう共存方策とは、GMO、非GMO、有機農業の3者が互いに共存（coexistence）でき、生産者が選択できるためのルールを指している。

この共存方策に関しては、各国の環境や農業事情が異なることからEU全体の共通ルールを策定するのではなく、各国ごとに策定することが期待されている（欧州委員会は、そのためのガイドラインを2003年7月に公表した）。この共存方策の検討が最も進展している国は、デンマーク、ドイツ、オランダ、イタリアといった国々である。他の加盟国も現在鋭意検討中である。以下では、主にデンマークとドイツの概要を述べると共に、これらの国々で検討されている共存方策の中に見出される共通性と多様性について概観する。

## 3．デンマークにおける共存方策

デンマークは、世界で初めてとなる共存法「GMOの栽培等に関する法律」を2004年6月に成立させた。この共存法の主要なポイントとしては、ライセンス制、優良生産規範の策定、補償基金の設立などが挙げられる。以下、主な特徴点を述べる（なお、施行規則については未入手であるため、詳細は未確認である点に留意されたい）。

### （1）ライセンス制

GMOの栽培および取扱いのためには、政府からライセンスを取得しなければならない。詳細については、施行規則で定められる予定であるが、基本的には運転免許のように、定められた講習を受けることが求められる。講習は、政府が認めた民間機関（農業者団体などを想定）が実施するものであり、受講費用は自己負担とされている。

なお、講習には、生産者向け（2日間コース）と取扱業者向け（1日コース）の2種類が用意される予定である。これらの講習を受講したのちに、修了証が発行され、この修了証を提示しなければ、GMOの種子を購入できない仕組みになっている。

## (2) 優良生産規範の策定

GMO 生産者は、政府が定めた GMO に関する優良生産規範に従って生産しなければならない。具体的な詳細は、施行規則内に規定されることになるが、ここでは GMO 生産に当たって遵守すべき主なポイントについて述べる。

### 1) 近隣生産者および政府関連部局への事前通知

GMO を作付けする前に、生産者は近隣の生産者および政府関連部局に対して GMO の栽培予定を通知する必要がある。なお、近隣生産者という場合、どの程度をもって近隣とするかに関しては、栽培を予定している作物に応じて異なってくる。

また政府関連部局に通知された内容は、政府によって情報開示がなされる予定であるが、その開示の程度（生産者情報、圃場情報など）や方法については、施行細則において定められる予定である。

### 2) 隔離距離

GMO を生産する場合には、慣行農法や有機農法による同種の生産物との混入を最小限（EU 表示義務が課せられる 0.9%）にするために、作物ごとに隔離距離が定められることになっている。施行規則において、具体的な隔離距離が設定される予定の作物は、当面デンマークにおいて栽培が見込まれるトウモロコシ、ビート、パレイショの 3 品目のみである。なお、ナタネに関してはさらに検討が必要ということで先送りされている。

なお、隔離距離については、補償との関連で、次の 2 種類が設定されている。

栽培隔離距離：実際に GMO 栽培する場合の隔離距離。

追加的距離： の 50% をとっている。

重要なのは、補償請求が認められる生産者は、 と の範囲内に圃場を有している生産者に限定されているという点である。たとえば、トウモロコシの場合には、 200 m、100 m となっており、合計 300 m 以内の圃場に関してのみ損害補償の対象となる。逆にいえば、これらの距離を越えた農場において混入が発見され、損失が発生したとしても経済的補償の対象にはならない。

## (3) 補償基金の設立

### 1) 設立の経緯と運営

デンマークにおける共存方策の最大の特徴は、補償基金方式を打ち出した点であろう（この方式はオランダでも採用されていく）。この補償基金の管理・運営は、食料農業漁業省内の植物局が担当する。

### 2) 補償基金への出資

補償基金への出資は、政府と GMO 生産者が行う（開発企業や種子業者は介在しない）。

GMO 生産者からの拠出金は、1 ha 当たり年間 100DKK（約 1,800 円）である。また補償基金に拠出する政府支出がどの程度になるかについては、確定的なことは分からないものの、最初の 10 年間は GMO 作付けも少ないと想定され、大きな支出にはならないであろうと見られている。いずれにしても、この枠組みに関しては、2 年間運用した実績を見

て、さらに検討や修正が加えられる予定となっている。

### 3) 補償対象

この基金において補償の対象およびその上限額については、次のようになっている。すなわち、収穫物の中に GMO が発見されたことによる経済的損失を受けた際、同一のまたは近縁の品種の GMO が、指定された地域内で同じ栽培期において栽培されていた場合に補償対象となる。またその補償額は、混入によって生じた販売価格の低下分やサンプリング・分析によって要した費用を上限として支払われることになっている。

以上のように、補償は一定の条件を満たした場合にのみ、しかも GMO 混入による販売価格の下落分のみを補償するというものである。また生産者に問題があった場合（隔離距離を守っていないなど）は、食料農業漁業省植物局（国内に 7 地域事務所を有する）が当該生産者を裁判所に訴えるなどして、損害の発生部分を当該生産者に対して要求する場合もある。このように賠償責任問題は、基本的には生産者同士ではなく、国と生産者との間で処理され、次に述べるようにドイツの考え方とは大きく異なっている。

## 4. ドイツにおける共存方策

ドイツにおいては、EU の環境放出指令（2001/18/EC）に対応して、国内法である「遺伝子技術法」を改正する際、共存に関する条項も盛り込まれた。この改正遺伝子技術法は、2004 年ドイツ連邦議会を通過・成立し、2005 年 1 月より施行された。

### (1) 基本方策

GMO との混入を避けるために、具体的には次のような 3 つの方策を採ることが提案されている（以下の概要については、連邦消費者保護・食料・農業省のホームページを参照した）。

「 GMO による経済的損失を回避するために、予防的行動を取ることを義務付ける。特に、GMO 栽培において「優良生産規範」を遵守するよう求める。近隣の生産農家に対して正確な情報を提供するために、栽培地区の登録を行うこと。もしも GMO の混入によって経済的損失が発生した場合には、その損失を補償するための枠組みを用意する。」

#### 1) 優良生産規範と予防的行動

ここで特徴点として挙げられるのは、優良生産規範を定めると共に、栽培に当たって損害を回避するために「予防的行動」を義務付けている点である。予防原則は、もともとドイツの環境法に由来するものであるが、ここで「予防」という用語を使用するという点にドイツの特徴が見受けられる。またデンマークのようなライセンス制は明記されていないものの、法律では「GMO の生産・流通にビジネスとして携わる者は、信頼性、知識、技能、装備などにおいて適性を有していることを証明しなければならない」と規定され、ライセンス制に近い発想が取られている。

## 2) 圃場登録

GMO 生産者は、作付けに当たって近隣生産者に事前に通知するだけでなく、政府関連部局に栽培予定を届け出る必要がある。ドイツの特徴は、これらの情報の詳細について、幅広く一般にも開示するという点である。すなわち、準公的機関のホームページ等を利用して、圃場の位置に関する具体的情報をインターネットで公開する予定とされている。

## (2) 経済的損失とその補償

### 1) 損失の発生事由

ドイツの改正法においては、GMO の栽培に伴う経済的損失は、次の3つの場合が想定されている。すなわち、試験栽培周辺の生産者において GMO 混入が発生した場合。この場合には、未認可の GMO となるため、販売できなくなる。混入により GMO 表示が必要となり、販売価格が低下した場合。混入により、「有機農産物」と表示できなくなった場合。もしくは国内法で任意表示が認められている「GM 不使用」との表示ができなくなった場合の3通りである。これらの場合において、賠償責任問題が発生することになるが、この処理方法に関する考え方に、ドイツにおける共存方策の最大の特徴が見出せる。

### 2) 賠償責任の考え方

改正法においては、「民法上の補償請求」として、次のような考え方が取られた。すなわち、「これまで民法上の規定においては、混入による経済的損失を扱う上で定義が十分明確になされていない点もあった。そのため改正法の中ではこれらの点を明確に定義し、法的な不確実性を排除した。その中には、『経済的損失』の定義と因果関係の立証責任のためのルールを明示したことも含まれる。というのも、複数の近隣農家が GMO を栽培している場合、誰が原因者かを必ずしも事後に確定することができないからである。改正法においては、原則として、混入をもたらした可能性のある全ての近隣農家に連帯責任 (joint and several responsibility) を負わせるため、損害を被った農家は、どの近隣農家から補償を要求するかを自由に決めることができる。従って、GMO を栽培する農家たちは「経済的損失」に責任がある場合、賠償責任を負うことになる。」

要するに、経済的損失に関する賠償責任問題については、これを従来からの民法上の賠償責任に委ねると共に、混入の可能性のある全ての GMO 生産者間で連帯責任を負わせることで、経済的損失を被った生産者は任意の周辺生産者に対して、損害賠償請求を行うことができるとするものである。このように賠償責任に関しては、政府は基本的には関与せず、当事者間での民法上の処理に委ねられる。この点、デンマークとは異なる。このように GMO 生産者間に連帯責任を負わせることは、GMO 生産者に大きなリスクを負わせることになる。

## 5. 共存方策の多様性

上記の国々で検討されている内容を見ると、同じ共存方策と呼ばれているものの、国ご

とに大きく特徴が異なっていることが分かる。上記では言及できなかったオランダ、イタリアについても考慮にいれつつ、最後に EU 各国で検討されている共存方策の共通点と相違点を概観する。

まず、各国の共存方策において共通する点としては、栽培するに際して生産者に対してライセンス制にするなどの資格要件を求める点、優良生産規範（GAP）を制定し、それを遵守することを求める点、近隣生産者や、場合によっては関連の行政部局に事前通告することを求める点などが挙げられる。

他方、すでに現段階でも、国ごとのアプローチの相違が明らかになりつつある。具体的には、法制化により共存方策を策定するか（デンマーク、ドイツ、イタリア）、自発的合意にもとづいてルールを定めるか（オランダ）、混入に伴う経済的損失が発生した場合の補償について、補償基金を設けて、そこから手当とするか（デンマーク、オランダ）、あるいは生産者間同士の民法上の賠償問題として処理するか（ドイツ）といった相違が明確になりつつある。

以上の結果として、GMO 栽培を許容していこうとする共存方策（デンマーク、オランダ）と、事実上の禁止に近い共存方策（ドイツ）が生まれることになった。特にドイツにおける共存方策においては、賠償請求に関して、GMO 生産者間での連帯責任を求め、任意の生産者に対して補償を要求することを認めているが、このようなアプローチを取るとは、生産者に GMO 栽培を忌避させるものとなろう。イタリアにおいても、新たな法案においては、国レベルでは GMO 栽培を認可するものの、地方レベルでの GMO 禁止措置を容認するという仕組みになっているため、すでに数多くの自治体において出されている GMO 禁止宣言を追認するものとなっている。

このように EU 域内においても、かなり意味合いの異なった共存方策が策定されつつある。このことはその国ごとの政治的情勢や農業のもつ社会経済的位置付けによって異なってくると考えられるが、この意味で、共存方策は当該国の農業事情を映す鏡であると考えられる。デンマークやオランダは、フラットな地形で、大規模経営（畜産および穀作）が展開している。こうした条件では、隔離距離を十分取ることが可能という点から見て、共存も比較的容易と考えられる。他方、イタリアやドイツでは、条件不利地域を抱えると共に、有機農業や、地域ごとの伝統食品を保護していこうとする動き（スローフード）が注目を集めている。こうした傾向を踏まえれば、総じて大規模経営が多い国や地域ほど GMO に対して積極的であるのに対して、中小規模経営が多く、有機農業や伝統食品へのこだわりが強い国や地域において、GMO 回避の傾向があるということができよう。

いずれにしても、欧州委員会では 2005 年末より共存方策に関する加盟国の経験をレビューし、欧州委員会としての対応を再度検討することになる。EU 加盟国における共存方策が定着するのには、いましばらく時間がかかると考えられる。